

兼任教員情報公開用（最近5年間の主な業績等）

2017年

氏名	盛 誠吾	担当科目	発展ゼミ
学 位			
昭和51年3月	法学修士		
主 な 学 歴			
年 月	事 項		
昭和51年3月	一橋大学大学院法学研究科修士課程修了		
昭和51年4月	一橋大学大学院法学研究科博士後期課程進学		
昭和55年3月	一橋大学大学院法学研究科博士後期課程単位修得		
昭和55年5月	一橋大学大学院法学研究科博士後期課程退学		
主 な 職 歴・経 歴			
年 月	事 項		
昭和55年6月	一橋大学法学部専任講師		
昭和59年4月	一橋大学法学部助教授		
平成3年4月	一橋大学法学部教授（～11年3月）		
平成11年4月	一橋大学大学院法学研究科教授（～27年3月）		
平成12年4月	一橋大学評議員（～14年3月）		
平成18年4月	一橋大学大学院法学研究科長・法学部長（～20年3月）		
平成20年12月	一橋大学理事・副学長（～22年11月）		
平成27年4月	一橋大学大学院法学研究科特任教授（～29年3月）		
平成14年4月～	神奈川県労働委員会公益委員（平成22年4月より、会長）		
平成17年4月～	神奈川県最低賃金審議会公益代表委員（平成28年4月より、会長）		
21年3月・23年4月～			
最近5年間の主な業績等			
年 月	事 項		
平成25年2月	「有期労働契約の更新拒絶と解雇権濫用法理—判例法理の意義と改正労働契約法の問題点」労働法律旬報 1785号 25～41頁		
平成25年9月	「運転士不登用と組合間差別（東日本旅客鉄道（千葉動労・不登用）事件・最高裁第一小法廷平成24年2月23日判決）」（法律時報）85巻10号122頁		
平成26年4月	「不当労働行為制度の趣旨・目的」（ジュリスト増刊『労働法の争点』）208～209頁		
平成27年4月	『労働法（第5版）』（共著、有斐閣）		
平成28年5月	「会社における業績連動型の賞与につき、その支給を求め得る具体的な請求権が発生していないとされた事例—クレディスイス証券事件（最一判27・3・6）」（判例評論）667号166～170頁		
（参考：外部リンク）プロフィールURL			
	https://hri.ad.hit-u.ac.jp/html/278_profile_ja.html		